

霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会会議録

令和5年5月26日 午後1時27分 開 会

出席委員

委員長	設 楽 健 夫
副委員長	石 澤 正 広
委員	矢 口 龍 人
委員	佐 藤 文 雄
委員	岡 崎 勉
委員	来 栖 丈 治
委員	櫻 井 繁 行
委員	小 倉 博 生
委員	久 松 公 生
委員	櫻 井 健 一
委員	鈴 木 貞 行
委員	服 部 栄 一
委員	鈴 木 更 司
委員	塚 本 直 樹
委員	井 出 有 史

欠席議員

な し

出席説明者

市民部長	根 本 和 幸
環境保全課長	越 渡 貴 之

出席議会事務局職員

議会事務局	折 本 尚 充
議会事務局	川原場 智

議 事 日 程

令和5年5月26日（金曜日）午後1時27分 開 議

- 1 開 会
- 2 事 件
 - (1) 霞台厚生施設組合負担金に係る調査
 - (2) その他
- 3 閉 会

開 会 午後 1時27分

○設楽健夫委員長

こんにちは。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会を開催いたします。

ここで、傍聴の申出がございますので、申出のとおり許可することにご異議はないでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時27分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時28分]

傍聴の方に着席いただきましたので、始めさせていただきます。

次に、書記を指名します。議会事務局、折本尚充君、同じく川原場智君、以上2名を指名いたします。

よろしくをお願いします。

本日の日程の前に委員の皆様申し上げます。

このたび霞台厚生施設組合の事務局長に本委員会の参考人として出席していただくため、かすみがうら市委員会条例第29条に基づき、霞台厚生施設組合管理者に令和5年4月20日付で出席要求をしていたところですが、令和5年4月26日付で出席を拒否するとの回答がございました。議長、副議長と検討しまして、改めまして霞台厚生施設組合管理者を加えて、霞台厚生施設組合事務局長に本委員会の参考人としてかすみがうら市委員会条例第29条に基づき出席していただくため、事前の日程調整として、霞台厚生施設組合管理者に令和5年5月2日付で日程調整のための照会文書を送付したところですが、令和5年5月15日付で出席を拒否するとの回答がございました。あわせて、日程調整についてもこれについては差し控えさせていただきますという回答が来ましたという状態です。

続いて、令和5年4月20日付で請求をしておりました情報公開につきましては、お手元にあると思いますが、令和5年5月2日付で霞台厚生施設組合より資料の提供がございましたので、それに基づき調査を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ここまでのところで何かご質問等ございますでしょうか。

○矢口龍人委員

出席要求に対して拒否したというふうなことですけれども、理由についてはどのような理由で拒否したのかお願いいたします。

○設楽健夫委員長

これは、地方自治法の109条第5項で準用する115条の第2項の規定によると出席を要求することができるという内容なんです。それに対してできるですから、できませんという回答の理由だけです。それ以外の回答はございません。

○矢口龍人委員

私たちの霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会は調査が目的であって、要するにかすみから市の市長側の言い分と霞台厚生施設組合側の管理者や事務局長の言い分を聞かないことには正確な調査ができないと思うんです。そういうふうなことに對して、霞台厚生施設組合のほうで無視というふうなことだと、調査として成り立たないんじゃないかと思うんですけれども、いかがなものでしょう。

○設楽健夫委員長

この点につきましては、タブレットのほうにもありますけれども、前回の調査の中で、市長のほうからの市長部局の考え方、及び環境保全課からこれまでの資料、その過程の中で、これまで関係する正副管理者会議、これの会議録が出てくるようになりまして、それはこの調査委員会のほうに提出させていただいたところです。現在のところ、その前回提出した資料について、ここでもう一回皆さんのご意見をお聞きしますけれども、それに基づいて、今言われましたように、調査のほうは進めていく必要があります。同時に前回、情報公開請求ということで3点、ここに書いてありますように、この土地取得費と解体費比較資料、霞台施設解体事業の全体の費用の内訳及び旧茨城美野里解体事業の全体の費用内訳、負担内訳、この資料を提示してくれという資料請求をしたところですが、これについては提供があった。この会議で今までの経過のところ、事実関係をしっかりと確認していくということはしていく必要があると思います。今回の出てきた資料、前回は市長等の考え方と、もう一つは環境のほうから出させていただきました50ページにわたる資料ですね。あと監査報告、これを出してもらったところですが、これについてもしっかりと確認をしていく必要がある。今回の出されてきた資料について確認をしていく必要がある。その上で再度また疑問点は明らかになってきていることは間違いありませんので、その点についてここで確認した上で、今後どういうふうに霞台厚生施設組合の正副管理者会議あるいは事務局のほうに、一部事務組合の事務局長に説明を求める方法等も含めて、今日の会議の最終にはそのような内容で議論をしていきたいというふうに考えています。

○矢口龍人委員

私が非常に疑問だと思っているのは、この霞台厚生施設組合に加入したときの協定書と、それ以後にこの管理者会議の中で、この土地の云々とか、そういうことの資料が上がってきたようなんですけれども、全くこれを審議する必要がないものを何でこういうふうなことで議題に上がっているのか、まずそこが一番疑問なところなんです。

もちろん管理者会議で決めたことであれば、協定書をつくるのか、覚書を交わすのか、当然そういった措置がなされた上で来ているものであれば、認めざるを得ないところもありますけれども、これは全く契約書も覚書も何もないんです。ただ経過をだらだらと書いているだけで、これでは法的な拘束力はないと思うんです。霞台厚生施設組合の事務局長にしても、管理者にしても来てもらってお話聞きたいというのはそこなんです。一番重要なのは、だから、そこを聞かないことには会議が、要するに調査が成り立たないと思うんですけれども、そういうことで質問させていただきました。

○櫻井健一委員

今、矢口委員がおっしゃったのもごもっともだと思いますけれども、管理者と事務局長が出席されないということであれば、ここでその疑問に思うことをお話しして、それで質問として投げかけていただ

けるというようなのがこの会議の中の1つの目的として捉えてもよろしいのでしょうか。

○設楽健夫委員長

先ほど矢口委員からもありましたけれども、この内容についてはしっかりと、やはり確認作業をしていく必要があるというふうに思います。今の桜井健一委員からの質問書を相手にという話がありましたけれども、昨日、市長のほうから正副管理者会議があって質問をさせていただいた場合には、回答していただけるんですかというふうに話しましたところ、回答できるところは回答しますと。それは自治法だとか、そういうところののっとった形の発言ですかといったところまでの話はしたという話は報告を受けていますけれども、これは環境保全課長も出席していますんで、その報告は受けてますんで、そういうことも含めて検討していく必要があると思います。質問ということについてもね。

○設楽健夫委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時38分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時41分]

昨日、正副管理者会議の開催があったと思いますけれども、報告できるところについては報告お願いできますか。

○環境保全課長（越渡貴之君）

昨日、正副管理者会議が開催されたわけでございますけれども、今話題に上っておりました質問書のことでございますが、市長のほうでは誠実さに欠けるのではないかという発言でございました。これは事務局が地方自治法に基づいて、出席はできないということで判断したという回答から市長が発言されたものでございます。その誠実さに欠けるのではないかという宮嶋市長の問いかけに関しまして、説明できない理由でもあるんですかと市長は聞きまして、事務局長のほうでは説明できない理由はございませんし、例えば質問書が来れば情報の公開請求があって書類は出せるものであれば、全て出していると。質問書が来れば意見を提出することはできると。ただし、委員会に出頭して意見を聴取するようなことはちょっとできないと。この基本原則を我々は重く見ているという答弁でございました。

○桜井健一委員

管理者はみんな市長だと思うんですけれども、今、お話の中で出た市長は宮嶋市長という解釈でよろしいですね。その市長の中で、さっきの、地方自治法何条の何項というのは説明しに出席することができるというような内容の中で、それで来ないというような説明で出席されないというような説明が先ほどあったと思うんですけれども、何でそれに基づいて説明に来れないというような回答になるのかがちょっと疑問ではあります。ただ、今聞いても答えられないでしょうから、それで質問書ということなんですけれども、ここの委員会で設楽委員長に、こういうことが疑問に思ってますというようなことを口頭で申し上げて、それをまとめていただいて、最後に全員分の意見とか質問を向こうに質問書として投げてくれるような感じなんですか。それともおのおのが質問書を書いて、ガルーンか何かで上げて、それを送るということなんですか。ここでまとめるということなんですかね。

○設楽健夫委員長

この点については、前回の市長の件、監査報告書がまずあると。市長が払いませんよということで、正副管理者会議で明言された。何回も明言していると。その理由についての項目が提示された。もう一つは、今までの経過ね。正副管理者会議の経過資料があると。そこでも不明な点があったので、ここにも書いてあるように、土地取得費と解体比較資料についてと。あと、総額が幾らになるんだと。あともう一つは、茨城町はどうなっているんだという情報公開請求をしていったと。その回答があったと。

その回答に対して、委員長としては皆さんの各項目についてのご意見は何いたいと。それで何らかの形でチームをつくるならチームをつくっても結構ですけれども、質問書をつくり上げて、相手のほうに提出していくという方法もあるというふうには考えています。ただ、前提として、今までの出てきた資料に対する議論はしておく必要があると。あと、今回請求した資料に対して認識を統一していく必要があるというふうには考えています。

○櫻井健一委員

質問というか、疑問に思ったところを述べさせていただいてもよろしいですか。当市の会計監査の中で、この払うべきじゃないというような回答が出て、その内容というか、理由の中でこれが入っているか分からないんですけれども、この解体費用の算出したのが平成23年度から27年度の平均値を採用したということですよ。あと、土地の評価額は平成30年度の道路の整備事業の中の評価額を使ったということなんですけれども、同じ年度で合わせなかったりですとか、何かそういうところの根拠として出している数字の根拠がまずもってどうだったんだろうという疑問を何か質問したかったんですけれども、本当は来ていただければ。

○設楽健夫委員長

櫻井健一議員のほうから疑問に思っている点という形のお話がありました。既に私がここで確認作業をしていきたいという項目の各目の中にもそれは入っていますから、それで進めさせていただきたいと思うのですが、ですから、その点については前回に対する質問事項は、資料に対する疑問点だとか、そういうものについては、それはそれでお聞きしたいと。あとはこの情報公開決定通知書にある内容についても認識を統一して、そしてお互いの議論のベースをつくっておく必要があると思いますので、そういう意味でまず先ほど話しましたように、前回は市長のと50ページにわたる資料、あと正副管理者会議の資料が出ていますので、これは吟味されてきていると思いますので、今回の決定通知書、これについては私も具体的に、こういうことだったのかという中身も入っていますので、その点の説明、報告と議論を先行してさせていただきたいなというふうに思っています。

○櫻井健一委員

であれば、1人ずつ思っていることを言っていくと、すごく時間がかかってしまうかと思いますが、今委員長の中でその質問の中に入っているような項目ということのお話がありましたので、そこをお話いただいて、そこから外れているところがあれば、各委員から意見をもらって、その質問に加えていくというような形だと簡潔だと思うんですけれども、いかがですか。

○矢口龍人委員

先ほどお話あったように、結局、宮嶋市長が反対しているということは、理由があって反対しているわけですよ。そのことを明確に、要するに霞台厚生施設組合は示していないんですよ。疑念に思っていることを。だから払わないと言っているわけですよ。だから、その疑念を晴らすことが霞台厚生施設組合の仕事だと思いますよ。だから、先ほどいろいろ言いましたけれども、とにかく最初から、覚書の頃からの話を市長はしてますよね。ですから、私は市長の言っていることがまさしく疑念に思っていることを晴らすのが私は霞台厚生施設組合の仕事だと思いますよね。

○来栖丈治委員

先ほど矢口委員の発言の中にもあったんですが、法律的な解釈というかね、そういうものが必要になってくるのかなというふうに私は思うんですけれども、前回の資料を熟読させてもらったならば、市で顧問弁護士に相談したというようなことがあったかと思うんですよね。それで、その報告の中身は私、頭にはちょっと残ってなかったものですから、その経過がどんなふうに行われたか。相談がされたんであ

れば、きっと回答はある意味出ているんじゃないかなと思うんですよね。そういうことで少し頭が整理されるのかなというふうに思ったものですから、それを分かっていたら教えていただければなと思います。

○設楽健夫委員長

今、議事録は取っておりますよね。質問項目に関わるところも今、来栖議員の発言も含めてあったというふうに思いますけれども、今までの監査報告書の中にも法律関係とかそういうものが出てきます。その確認作業をちょっとさせていただきたいんですね。まず回答書に対する説明をさせていただきたいと思います。これはまだ報告はしていませんから、その上で議論を始めていっていただきたいと思うんですね。いかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、まずお手元に資料あると思います。ご覧ください。5月2日付で回答が来てます。情報の件名という意味では、上に丸ボツで1、2、3というふうに件名が書かれていますね。その下、備考というところに、令和2年6月1日開催の震台正副管理者会議資料ということでどういう資料が出たのかということが出てきました。それはその後ろの4ページをご覧ください。

これが正副管理者会議で突然出されてきた土地の費用との比較表なんです。この資料の中で、まず一番上、費用は7億7000万円というふうに書いてありますね。ここからスタートしています。その下は交付金、これは概算、こういうふうに出るだろうということで、交付税措置では75%掛ける30%、一般財源投資額は1引く2引く3ということで、3億9700万円。それを案分で各市町村に振っていった場合には、かすみがうら市は8900万円という数字が提示されたということですね。土地については、先ほども質問ありましたけれども、土地の評価額、ここに書いてあるとおり4億8000万円、その土地単価は、その下の理由書ありますね。平成30年度周辺道路整備事業土地評価業務における評価額、これで土地の評価が出てきていると。ここが1つ出てきているということですね。

疑問という意味では、この評価額を改めて取る必要があるという質問も出てくるというふうに思います。それで、その下、震台旧施設解体事業の全体の費用内訳、これは丸の3行目にありますけれども、震台厚生施設ホームページにおいて公表している循環型社会形成推進、1ページの下、備考、2番目の回答の項目です。ここにありますように、循環型社会形成推進地域計画（第2期計画）、令和4年12月9日ということで、17ページ、18ページ、20ページを見てくれと書いてあるんですね。これはどこに書いてあるかということ、7ページに表が出てきました。ここに解体費単独では出てこないんですけれども、ストックヤードとの抱き合わせの金額ですね、これが出てますね。震台厚生施設組合のほうについては13億円ですね。13億円という形で出てますね。ストックヤードでこういう表が出てくる。ストックヤードはその後にも出てきますけれども、7500万円です。書いておいてください。ストックヤード単体は7500万円。その下が旧茨城美野里組合の金額7億1500万円、ストックヤードは2200万円。これが出てきている資料です。環境保全課長、補足があったら言ってくださいね。ですから、そういう数字が出てきている。

その裏のページ、2ページをご覧ください。

今度は通知書の2ページ。ごみ処理広域化に伴う新処理施設及び関連施設の経費負担等に係る協定書、これは協定書については、これは負担割合のことが書いてあるんで、その下に書いてありますね。人口割10%に対し。それはタブレットのほうの資料のその1の11ページに負担割合が書いてあります。その下にも書いてありますけれども、均等割10%、人口割10%、搬入割80%の比率のうちで、かすみがうら

市についてはたしか22%ですか、の比率の資料がその中に書いてあるんですね。

茨城町のほうは茨城町のところの資料なんで、霞台厚生施設組合に関わるるところについては、ここまでのところで環境保全課長、補足ありますか。

○櫻井繁行委員

委員長、新しい資料を出していただいて、霞台厚生施設組合のほうにもご尽力いただいてありがとうございました。

僕が記憶している、坪井市長が土地と解体費と天秤にかけたという話が何となくあったような気がしていて、そこが一目瞭然に分かる資料を出していただいて非常にありがたいと思うんですけども、この今日の事前資料の中の3ページと4ページ、これは実測値と設計値というような書き方になっているんですけども、環境保全課長、この対比の仕方というか、見方はどういうふうに見たらいいのかだけ、もしよければ説明していただけますか。

○環境保全課長（越渡貴之君）

今あった3ページ、4ページですけども、計算書の基礎資料ということになるとは思うんですけども、非常に細かい資料になっておりまして、改めまして、今日、私どものほうで用意したもので説明をさせていただきます。

タブレットのほうをご覧いただければと思います。ご説明いたします。

前は協定の締結、正副管理者会議の経過について時系列にてご説明をさせていただきました。ただいまご指摘のあった部分については、施設の解体事業費と霞台厚生施設組合の土地の取得の比較をしてご説明いたします。

3つの比較パターン先ほどの3ページ、4ページ等を参考しながらお示しをさせていただきました。表の一番左側が区分として交付金等の名称となります。

初めに、パターンAですが、こちらは令和2年度第3回正副管理者会議の資料の内容になります。既存施設の解体費用は7億7000万円、循環型社会形成交付金と交付税措置などを除きますと、一般財源投資額は3億9783万3850円となります。これを市町村別に案分した金額の中でかすみがうら市の負担額は8903万5216円とされました。

これに対しまして土地の評価額ですが、負担案分表のかすみがうら市の負担額は9138万3890円となります。そして表の一番下ですね、解体費用と土地費用を記載しております。負担金の比較では解体費のほうが少ないとなっております。金額にしますと234万円強減っております。

続いて、パターンBですが、こちらは霞台厚生施設組合の令和5年度予算書に記載された解体費を基に、パターンAの組合の試算に基づいて算出したものです。既存施設解体概算費用は12億3262万7000円で、循環型社会形成交付金と交付税措置などを除きますと、一般財源投資額は6億3685万7800円となります。これを市町村ごとの案分した金額の中で、かすみがうら市の負担額は1億4252万8776円となります。こちらに対しまして、土地の評価額は先ほどと同様に9138万3890円ですので、負担金比較では解体費のほうが多くなっております。金額にしますと約5100万強となります。

最後に、パターンCですが、霞台厚生施設組合の令和5年度予算書に記載された金額と交付金額を基に算出したものです。こちらは既存施設の解体概算費用はパターンBと同額の12億3262万7000円で、循環型社会形成交付金についても霞台厚生施設組合の予算書に記載の金額から、かすみがうら市分としてあくまで試算なんですけども、試算をしました交付税措置などを除きますと、かすみがうら市の負担額は1億3164万7497円となります。対しまして、土地の評価額は変わりなく9138万3890円ですので、負担金比較では解体費用が多くなっております。金額にしますと約4020万円程度の増となっております。

そのほか提出した資料でございますが、2ページ目、これまでの霞台厚生施設組合の規約及び協定書におきまして解体費及び土地代の記載はございませんので、改めて記載をさせていただいたものでございます。

3ページ目以降は4市町で解体することになりました経緯を再度ご確認いただけるよう、正副管理者会議の会議報告書を添付しております。

次に、霞台厚生施設組合から回答がありました情報部分公開決定通知書に記載されておりました資料を本市でご用意した13ページから22ページに掲載しております。

13ページ目ですが、霞台厚生施設組合の循環型社会形成推進地域計画で、次のページに霞台厚生施設組合と茨城美野里環境組合のストックヤード整備事業費が記載されております。こちらは解体費とストックヤードの整備費が合算されております。

次のページ、15ページになりますが、上段に霞台厚生施設組合の解体とストックヤードの工事費及び施工管理費、下段に旧茨城美野里解体事業の解体とストックヤードの工事費及び施工管理費の記載がございます。

16ページ目は上段に霞台厚生施設組合、下段に旧茨城美野里解体事業の解体とストックヤード整備に係るそれぞれの設計業務が記載されております。

17ページから22ページは解体の負担内訳の資料として霞台厚生施設組合が提示してきました内容で、霞台厚生施設組合の令和4年度、5年度の歳入予算で各市の負担額の記載がございます。

説明については以上となります。よろしくお願いたします。

○設楽健夫委員長

先ほどのCのところ、分かりましたか。BとCの違いは、Bは霞台厚生施設組合のほうで全体としての概算、金額として算出したもの、Cのほうはかすみがうら市のほうでの具体的な数値計算をしたもので差がありますね、BとCで。Cのほうがちょっと下がってますね。それは交付金の掛け率だとか、そういうものがより正確な形で執行部のほうで計算してもらってますので、Cのほうが具体的、Bのほうは霞台厚生施設組合のほうで恐らく全体での大まかな計算という形で出してきたものの差ですから、そういうふうにご理解はいただきたいと。それでよろしいですよ。

○櫻井繁行委員

課長、ありがとうございます。

もう1点、この今日のペーパーで出してもらった3ページ、これはどういう見方をすればいいのかだけ教えていただけますか。

○環境保全課長（越渡貴之君）

それは私どものほうで出した資料ではないです。

○設楽健夫委員長

暫時休憩します。 [午後 2時08分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時10分]

○環境保全課長（越渡貴之君）

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

3ページ右上に資料6-1と書いてあると思うんですが、その次の4ページは資料6-2となります。先ほどパターンAで説明したのはこちらの4ページ、6-2の資料を基に説明をさせていただきました。それで、今ご質問いただきました6-1、3ページの部分なんですが、こちらは概算費用、括弧青い字

で実測値と書いてありまして、その下に計算式があるかと思うんですが、一番右側に①と記載のあるものがあると思うんですが、5億2718万4000円と書いてございます。こちらは4ページと同じく、第2回の正副管理者会議において提出された資料でございまして、その下の米印をご覧くださいますと、解体費用は環境産業新聞社発行の交付金対象の全国の解体工事实績、こちらの平均値を採用したということで、こちらの5億2718万4000円となっております。そういう形で第2回の正副管理者会議において2つの資料が提示されたような形になっております。

○櫻井繁行委員

令和2年の確認なんですけれども、6月1日付の正副管理者会議の資料ということで、当時の坪井市長に出された資料として、この実測値と設計値とあったんですけれども、基本的には今日もらった資料は僕もまだ読み込んでないんで、この資料6-1に関してというよりは、この6-2を重んじて考えていけばいいということですかね。

○環境保全課長（越渡貴之君）

当初に霞台厚生施設組合のほうで示したのは7億7000万円との比較ということでございますんで、一番最初の数字としてはこの7億7000万円という形になるかと思えます。

○櫻井繁行委員

そうですね、当日この管理者会議で5億2000万円と7億7000万円と2つの資料が出ることも疑問ですけれども、もうそういったところをあまり掘り下げてもしょうがないと思いますので、あくまでもこの6-2のほうをベースで考えて、今日環境保全課さんのほうで出していただいた当初パターンAがあったけれども、今現在で考えれば、土地代よりも解体費のほうが高くなるといったところも問題なのかなというふうに思ってきちゃったんですけれどもね。そこをまた皆さんで考えなきゃいけないと思うんですが、協定書とか覚書とか遡っての話になるので、現在との対比が法的な効力を持つかどうかとも考えなければいけないですけれども、数字としてこれが捉えられて、みんながコンセンサスを取れば非常にいいのかなと思って、まずは質問させていただきました。ありがとうございます。

○設楽健夫委員長

ここの3ページの米印のところ、今、環境保全課長のほうからもありましたけれども、解体費用は環境産業新聞社発行の交付金対象の全国の解体工事实績と平均値を採用した話がこういう形で出てきてると。その次の4ページを見ると、循環型社会形成推進地域計画策定業務を行っているが、過去の事例を基にこれは積算した設計額ということで、これを採用するようになったと。だから、最初のほうはたたき台のようなものかな。そういうふうに言っているのかどうか分かりませんが。ですから、スタートは7億7000万円、それで土地との価格比較をして、土地のほうが安いじゃないかという話で進んでいるということだと思います。それがここまでですね。

あとは今、説明をしていただきましたんで、その後、今の基本的な解体費用については17ページを見てください。令和5年度の、ペーパーのほうの17ページです。ガルーンのほうも載っているのかな。ここに実際の令和5年度の予算の中で解体費が出てくるんですね。ここにありますように旧霞台厚生施設組合解体事業、5、6、7、8、これは3か年で計算してますけれども、総額で12億3262万7000円。先ほどもありましたけれども、ここまで膨れ上がると。旧茨城美野里解体事業のほうは小美玉市と茨城町で負担するということになっていきますけれども、それも6億7950万円に膨れ上がってくると。こういうふうな資料が出てきています。ですから、解体費用は7億7000万円から、今12億4200万円まで膨れ上がってきているというのが実情です。

○佐藤文雄委員

ちょっといいですか。今、土地の評価と解体の問題で比較検討しているみたいですが、基本的な考え方としては解体費用は我々は負担する必要はないということが前提なんです。我々はもう既に新治広域事務組合で、環境クリーンセンターは我々のほうの16億円の中での負担をもう既にしているわけだから、これはもう比較の対照の問題じゃないということを押さえておかなきゃいけないと思うんですね。

それから、土地の評価については今、櫻井健一委員が言ったように、平成30年の土地の評価なのかということだから、これは全く別。これを比較対照すること自体がまずおかしいということを確認したほうがいいと思いますね。

以上です。

○設楽健夫委員長

この件については、前回の正副管理者会議の資料をずっと見てもらえば分かりますけれども、その前回の資料の表紙を出してもらえますか。その1、タブレットを見てください。1ページ。

令和2年の1月29日ね。これは坪井市長が、これは使っていたところが出すべきじゃないのかと、そういうふうに考えていたという発言をしているところで、その次のページ、6月1日ですね。

ここで比較が出た。その前に、一番最初に出てきたのがその前だよ。

正副管理者会議の5月7日。

その後は6月。それで、1回目と正副管理者会議の第1回の坪井市長の発言は、これはおかしいと。2回もおかしいと。きちっと説明してくれと。第3回目になったときに解体費用の説明ではなくて、土地の比較になったんですね。ですから、解体費用をなぜ使っていないかすみがうら市が出さなければいけないのかという、そういう議論がないということです。

それが今までの資料の中ではっきりしてきたということになると思うんですが、それは正副管理者会議の資料を見てもはっきりしてますから。

○櫻井繁行委員

この管理者会議の会議録というか議事録見ても、当初は坪井市長もおかしいなと思っていたのが、佐藤委員から言わせると、それはもともと対比の対象じゃないよということもありましたけれども、それを管理者会議で出されて、200万円ほどは安いんだから、こっちのほうがいいだろうよという形で渋々合意をしたというのが何となく時系列でみんなが分かるということだけまず共有をしたい。

あとは、その先にあるところなんですけれども、これは今日が2回、以前は4月30日でしたっけ、開催したのが。そういった中である程度今回は質問を書面としてまとめて、霞台厚生施設組合のほうに投げかけて、またその返答をもらうという形を取っていくんでしょうけれども、基本的には、これほどここまで行っても霞台厚生施設組合のほうは非はないと。我々かすみがうら市からしても、使っていないものにお金を出すというのはおかしいんじゃないの。これは宮嶋市長の考えもありますけれども、非はないと。ずっと平行線で行くということも考えると、最終的に第三者で法廷で争うとか、そういったところになるのかなと。

だから、何が言いたいかといいますと、この調査委員会というのをどういうふうにしなごら、例えばここで出す必要ないよとは言っても、これはやっぱり先ほど岡崎委員もおっしゃったように、これは相手方があること。もっと言えば、やはり我々のごみの処分をお願いしているわけですよ。だから、その損害という話にもなるかもしれませんが、例えばこれで霞台厚生施設組合の構成市でごみ処理問題にまで発展するなんていうのが、一番かすみがうら市の市民にとっては損害ですから、もちろんそういったことは、それこそ協定書があって、負担金を払ってやっているわけですから、ないとは思

ますけれども、ある程度の落としどころというか、そういうところも見据えて、あと1回ないし2回になるのか分からないですけれども、やっていく必要があるのかなど。我々かすみがうら市の市議会議員も16人いるわけですから、いろんな言い分はあると思うんですけれども、そういったところをまとめながら、相手方とどういうふうな調整をしながら、かといって相手方も出てきて、直接対話をするということにはかなわないのしょうから、そういったところで何となくもどかしいところが非常にある調査委員会だと思って、今まで1時間程度私もお話を聞かせていただいたんですが、そういったところも含めて皆さんと協議ができればと思うんですけれども、よろしくお願いします。

○設楽健夫委員長

この本委員会は、この設置目的ということで、最初に設置されたときに、これは地方自治法232条に違反するものであると。ここに至る経過を明らかにしたわけで、積極的に事態の打開に当たっていく必要があると思われることから委員会の設置をしたんだということですね。委員長の立場としては、積極的に打開していく。それはどういうふうな形で進めていくのか。今までの流れの中では事実経過を確認したと。やっぱりおかしいと。これは全体でこの経過からするとおかしいということは分かってきたというふうに思いますけれども、それで、今後その上に立って、質問したいことがあるんで聞かせてくれと言ったら、拒否すると。また拒否すると。こちらが分からないところを資料として出してくれと。出してきたと。出してきた資料を見たら、解体費用もいろいろ変化していきっていると。出してきた資料を見ると、土地の評価額も、これは何を基準にしてやっているのか分からないと。そういうことが明らかになってきている。そういう上で今日この会議、資料に基づいて、そういうことが明らかになってきたと。今回のこの決定通知書の中身も見るとそうだし、今まで規約だとか協定書の中に土地の問題とか解体問題の記載があるのかと言ったら、今執行部のほうで整理してもらった資料も一切書いてないと。

そういうことで、監査報告書は、ある意味では、これは条例違反だと。法令違反なんだと。もう一つは、土地問題は土地問題として協議する必要があるんじゃないかというふうに監査報告書には書いてありますよね。これはそういう意味ではこの土地問題を急に出されてきてますけれども、かすみがうら市としてもこれに対して議論していく必要が出てきているというのは間違いないというふうに思うんで、そういうところまで来ていると。分かってきた。裏づけも出てきた。その上で、今後、先ほど質問書でという話がありましたけれども、この会議の場では質問書を出していくということと同時に、霞台厚生施設組合に対して宮嶋市長が言っているように、再検討してくれという立場をぶつけていく必要があるんじゃないか。お金はもう払ってないですから、ただごみの処理代は全部振り込んでいて、全然問題なくやってますから、解体費用だけがちょっと出ているんで、その問題を解決していく上で、今、櫻井委員からもありましたけれども、今後どうしていくのかと。

○櫻井繁行委員

本当に委員長には日々お忙しい中、この調査委員会もやっていただいて非常にありがたいと思っています。気持ちは一緒なんです。多分かすみがうら市の市議会議員は一緒だと思うんですよね。ただ、結局はこっちの言い分とあっちの言い分みたいな話じゃないですか。あっちは協定書を結んでいるとか、覚書があるとか、協定書が全てなんだ。こっちはそうじゃないでしょうと。だから、やはり次の段階で質問書を投げかける。それに対して質問が返ってくる。そういったところでまた再検討を求めるような要望書ないしはそういったものを委員長名がいいのか、議長名がいいのか分かりませんが、そういったものをしっかり出して、ある程度様子を見るようなところまでがこの調査委員会としてできるところなのかなと。ある程度道筋つけるしかないと思うので、やはりずっと多分平行線で行ってしまいますものね。今ちょっと思ったんですけれども、お願いします。

○小倉 博委員

前回の委員会から始まって、今日この新しい6-1と2が出てきたのが、まず今日私のほうは新しい資料なんですけれども、正副管理者会議の流れの中でいろいろ坪井市長は解体費用については払う必要はないんじゃないかということは何回か進めてきてということで、6月1日の正副管理者会議では、改めて、じゃ、事務局のほうから土地と解体費用の負担割合というか、そういうのを説明されて、この件については以上でよろしいかと。その後、承認という言葉が書いてあるんですけれども、そのときに坪井市長は反対とは言わなかったということだよ。

○設楽健夫委員長

その辺が不明なの。

○小倉 博委員

だから、今回不明だから、うちの新しい宮嶋市長は払わないと。でも、もうあつちは一緒にやってきて、これからやっていく組合だから、じゃ、その土地負担とか解体費用ということもここで絶対やらなくちゃならないことだから、そういうのはどうでしょうかという意味合いでして、今から組合を組んで、土地だっつかすみがうらの土地じゃなかったんですけれども、もし取得割合で取得したらこれだけかかるんですよ。解体費用はこれだけです。そのときに議事録がないから、私は何とも分からないけれども、暗黙の了解で進んできたものと思われま。そういうことでありますので、先ほど櫻井繁行委員がおっしゃったと思うんですけれども、双方向的にこれ非がないと言ってますから、我々としては、私は、なるほど今から新しい組合つくっていくんだから、みんなで協力してやっていこうと。これからの自分たちの資産になるんだしと思っは考えてきた気持ちがありますので、じゃあとということで私は払わなくちゃならないのかなという気持ちでいたんですけれども、以上です。

[「何言っているんだか分からない」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

再検討を求めるという話が今出てたんですけれども、それはよろしいんですか。

○小倉 博委員

私も、すみません、改めて再検討をお願いします。

○設楽健夫委員長

分かりました。

ということで、当委員会としては、この設置目的にもありますけれども、積極的に事態の打開に当たっていく必要があるという1つの委員会としての結論、ここで中間報告になるかどうかというのは決めていく必要がありますけれども、再検討を求めるということで、その場で疑問点だとかそういうものが明らかになっていくでしょうから、そういうことでこの会はまとめていってもよろしいですか。質問書を出して。

暫時休憩します。 [午後 2時33分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時45分]

それでは、今まで確認作業をしてきましたけれども、不明な点あるいは疑問点がたくさんありますので、質問事項を整理していきます。その質問事項の案についてはどういうふうな確認作業でいけばよろしいですか。

[「委員長一任」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

副委員長のほうからも話がありましたけれども、今まで土地問題あるいは解体費用について、規約にも協定書にも一切その記述がないと。これについて回答を願いたいというのが基本観だろうという話が出されましたが、私もそう思いますけれども。

[「委員長に一任」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、この話は環境保全課の部署と向こうとで折衝してますからね。あと市長も正副管理者会議で現状で払えないというふうに明言してますから、協議をお願いしますというふうな形での話もしてますんで、市長のほう、あるいは環境保全課のほうとも協議しながら作成させていただきたいと思えますけれども、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員

今日環境保全課、執行部に来ていただいているので、1点だけちょっと質問させてほしいんですけども、前、ガルーンで部外秘で取扱いで見せてもらった中で、次第にあったこの市顧問弁護士相談記録、先ほどちょっと来栖さんが聞いたところなんですけれども、これがガルーンのほうに入ってなかったんです。多分、今日の資料は実は入っているんですよ。46ページからなんです。46、47で入っていて、何か要はかすみがうら市の顧問弁護士さんの報告書、これは令和4年4月21日なんだろうけれども、これを見ると、やはり霞台厚生施設組合に負担金を払う義務があると考えたか、今後の状況はかすみがうら市の顧問弁護士として、今後霞台厚生施設組合負担金の支出を行うという書き方があって、自分の記憶だと、4月30日の調査委員会には、たしか副市長も来ていただいたりして、払う義務は法的にもないと思えますとおっしゃっていただいたりとか、顧問弁護士に相談をしても、そういった義務はかすみがうら市が払う義務はないというような認識でいたんですけれども、今話の中で見たら、この支出を行う。これはかすみがうら市は払う義務あるでしょうよというような書き方を顧問弁護士がしているので、これはちょっとどういったこと。自分の考とは全く違ってたので、考えというか、所見をお聞かせ願いたいんですが。

○環境保全課長（越渡貴之君）

ただいまご質問あった点なんですけど、まず①市としてはで始まる部分なんですけど、4行目ですね。47ページ、今画面表示になっているところ、47ページですね。①のところ、市としては新しいごみ処理施設でということくらいで始まっているかと思うんですけど、その4行目中頃から、不合理なものでなければ、構成市としては、従っていくしかないという枠組みになるということが弁護士さんからお示されたということになります。そういったことを踏まえて、相談後の措置ということで、ここでは今後霞台厚生施設組合に負担金の支出を行うと明言はしていますけれども、上段の先ほどの説明を踏まえて、そういう方向性になるのかなということで作成したものだと思います。この時点で払うということではないと思います。

○櫻井繁行委員

課長、そういう方向性というのは。

○環境保全課長（越渡貴之君）

従うしかないということであれば、支払うしかないのかなということでここに記載がありますが、これは相談の結果なので、そこで決まったならば、もう今ここですべてが決まったわけではないと。

○櫻井繁行委員

もちろん顧問弁護士が言ったことが全てだとは思ってはいないんですけども、何となく顧問弁護士も、

それは負担金を支払う義務はないとかというような書き方をしてくれているのかなというふうに思っていたので、ニュアンスが変わってくるのかなというふうに思ったので、これが今日どうこうということはないですけども、そうですね、最初にちょっとここを何か説明してくればもう少し違ったのかなというふうに思ったんですが、終わります。

○設楽健夫委員長

暫時休憩します。 [午後 2時53分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時55分]

それでは、先ほどまとめましたように、質問書をつくって再度対応をしていくと。その質問書の内容の確認作業についてはどういうふうにしていくかご意見を。

[「委員長に一任」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それではつくらせていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、本日の会議については以上をもって終了していきたいと思いますが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

ありがとうございました。

散 会 午後 2時56分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会

委員長 設 楽 健 夫